看家広報
はなえみ
no. 133
Hanaemi Bimonthly
2020.05
公益社団法人
日本看護家政紹介事業協会

Special Interview　両立には家事支援サービスを 武田佳奈さん
Bimonthly Report　家事支援サービスに期待する 3
INFORMATION　行政のうごき・看家協会のうごき

Special Interview

両立には家事支援サービスを

（株）野村総合研究所未来創発センター上級コンサルタント 武田佳奈さん

時代の変化によって必要とされる家事支援サービス
「看家紹介業がトライするチャンス」と武田さんは語ります。

共働き世帯が専業主婦世帯の２倍になって必要なサービス

武田　少子高齢化による人口減少の中で労働力不足が深刻化しています。そんななか、潜在的な労働力である女性の労働参加率を上昇させることが労働力確保に向けた有力な解決策の１つとされています。

2018 年には、共働き世帯数（1219 万世帯）が専業主婦世帯数（606 万世帯）の２倍強となったため、今や家庭内での女性の家事負担の軽減が必要不可欠になりました（『男女共同参画白書』より）。

女性の労働力確保を促すためには、仕事と家事・育児が両立できる環境整備が重要です。家事を担う女性たちの現状や家事負担軽減のためのサービス利用の動向は、今どのように進んでいるのでしょうか。私は家事支援（家事代行）サービスの調査などを進めていて、その実態と促進への課題を整理したいと考えています。

利用者に代わって行う家事支援サービス

――「女性活躍」が叫ばれていますが、家事支援サービスとの関わりについてお考えを聞かせてください。

武田　「家事支援サービス」事業はいろいろな業界で行っていますが、明確な定義はまだありません。

私が「家事支援サービス」という言葉を使う場合、経済産業省の調査で次のように定義されているので、これに従ってお話しします。

「家事支援サービス」とは、「事業者と何らかの雇用契約のあるスタッフが、利用者宅を訪問して、主に利用者宅において、家事に関する業務（掃除、洗濯、炊事等）の全部または一部を、利用者に代わって行うサービス」です。

基本的には、その家の中にあるものを使って実施し、特別な用材などを使うハウスクリーニングとは分けて考えている、といっています。よく混同されるのですが、ハウスクリーニングは専門清掃とも呼ばれ、自分たちができないことをやってもらうことが多いのがハウスクリーニングなんです。

一方で、家事代行サービスは、特別なトレーニングを積んでいるスタッフに、一般的な家事や掃除を代行してもらうことをいいます。

このように、サービスを利用することで期待する効果によって分けて使われることが多いです。

最近では、事業者も増えてきてサービス内容も幅広くなってきました。数日分の食事の作り置きや病院等への付き添いを行う事業者もあります。

また、「この時間で働きたい」という人と、「この時間にお願いしたい」という人をマッチングするサービスも出現しています。

顧客ニーズに応じたサービスの多様化が始まっている

――幅広いサービス内容への対応をどう思われますか。

武田　家事支援サービスはまだ新しいサービスのため、ビジネス展開を多様化する事業者がいます。

事業者は、顧客のニーズに応じたサービスの提供やそのために必要な専門性を高めることが求められます。

小さいお子さんを育てていて近くに助けてくれる家族がいない専業主婦の場合などにも、家族に代わってサポートしてもらえる家事支援サービスのニーズが増えてきています。

一方、高齢化に伴って介護とまではいかないけれど、病院の送迎や付き添い、身のまわりのお世話など、誰かの助けがほしいときに対応してほしいというニーズも増えてきています。

このように時代の変化によって、家事支援サービスに求められることも変化しています。家事代行サービスがなぜ必要とされているのか。社会構造的に見ると、共働き世帯のみならず、増える高齢者世帯でのサービスニーズの高まりがあるため、家事支援サービスはこれからの日本の課題解決につながるのではと予想されます。

家事支援サービスを利用したくない理由として、経済的な負担と価格の高さへの抵抗感がありますが、事業者

は敷居を下げるさまざまな工夫を展開しています。

たとえば、出産祝いのギフトとして家事支援サービスをもらった。使ってみて「このくらいのコストなら利用してもいいかな」と感じたとき、抵抗感への入口が開けます。

必要なとき、紹介所に相談がくる仕組みづくりを課題にして

――多様化するサービスでの人材確保の仕方についてどうお考えですか。

武田　労働力不足はどの業界でも深刻です。家事支援サービスも例外ではありません。

ここで、家事支援の仕事の魅力について考えてみましょう。家事支援サービスは、家庭と仕事を両立しながら働いている人たちや少しずつサポートが必要になってきた高齢者の生活を支えるサービスですから、世の中を支えているサービスといっていいでしょう。

人材確保においても、この業界をそういう見方で見ていくことが重要です。家事支援サービス業界は「日本の課題解決を支えている重要な産業であり、その産業で働く人は日本の課題解決を担うプレイヤーである」ということを、社会的に周知していくことが重要だと思います。

社会構造の変化で新しく生まれた家事支援サービスが生活に根づき、さまざまな世帯への課題解決につながることを願っています。

――最後に、家政士の皆さんへのメッセージをお願いします。

武田　家事は毎日やっていることでありながら、案外、自分の家やライフスタイルにもっとも適した家事がどんなものかを知らないものです。そんなとき、家政士はプロとして、基本や一番いい方法を知ったうえで、サービスを提供すれば、たんなる代行を超えて心強いパートナーになれるでしょう。

家事のサポートが必要なときというのは誰にでも起こります。家族以外に頼れるところがほしい場合に、紹介所に相談がくるような仕組みをうまく作ることが今後の課題です。

月２回などの利用頻度が低い場合のバリエーションにも対応したり、物の扱いやお金の払い方などのルールを決めるなど、双方が安心して契約できる工夫も重要です。

地域密着で暮らしを支えるパートナーになっていただきたいと思っています（インタビュー／編纂委員・古賀道　写真／古川敬三）。

*profile** **武田 佳奈**（たけだ・かな）

（株）野村総合研究所未来創発センター上級コンサルタント。1979 年東京都生まれ、慶應義塾大学大学院理工学研究科修士課程修了後、野村総合研究所に入社。2018 年 4 月より現職。2009 年に長女、2012 年に長男を出産、2013 年に育児休業から復帰。専門は、女性活躍推進や働き方改革などの企業における人材マネジメント、保育や生活支援関連サービス産業などを中心とする産業政策・事業戦略など。

家事支援サービスに期待する３

家政婦紹介所の家事支援サービスの現状と方向

特集「知っておきたい」シリーズは、家事支援サービスを取り上げます。第３回目は、家事支援サービスを行う家政婦紹介所の実情について考えてみます。

2019年には共働き世帯の割合が68％に

子育て期の女性の労働参加意欲が高まって、共働き世帯数が過半数を超えて専業主婦世帯数を上回るようになったのは1997年からです。

1980年には35％しかなかった共働き世帯が1990年代には50％に近づき、2000年に50％を超え、2019年には68％が共働き世帯になっています（図表１参照）。

女性の社会参加の流れが進んでいます。共働き世帯が３分２を超えて、保育園に子どもを預けたい家庭が増え、待機児童問題も深刻化しています。子育てをしながら働く女性のうち７～８割以上は家事・育児の時間が４時間以上となっていています。これをサポートする家事支援サービスの利活用が重要になります（図表２参照）。

紹介所の家事支援サービス利用の満足度は高い

紹介所が行う家事支援サービスについて考えてみましょう。

当協会では、2016年度に、厚生労働省からの受託事業として、「家事支援サービス分野における求人・求職条件等調査」を、実施しました。

全国の共働き世帯、要介護者のいる世帯および単身世帯を対象にインターネットにより調査した結果をみると、回答を得た1000世帯のうち家事支援サービスを利用しているのは127世帯、12.7％でした。利用の内訳をみると、利用者のうち67％が「介護・育児サービス業者」を利用しており、次いで「家事代行業者」が25％、「家政婦紹介所」は18％と第３位でした。

次に、利用の満足度は、「非常に満足している」の割合は家政婦紹介所が35％と他の業者よりかなり高くなっています。また、「非常に満足している」と「まあ満足している」の合計でも家事代行業者と並び約８割と高水準です（図表３参照）。

今度は、実際に家政婦（夫）の家事支援サービスを利用している求人者502名への調査用紙によるアンケート結果をみると、利用

■図表１　共働き世帯数の推移

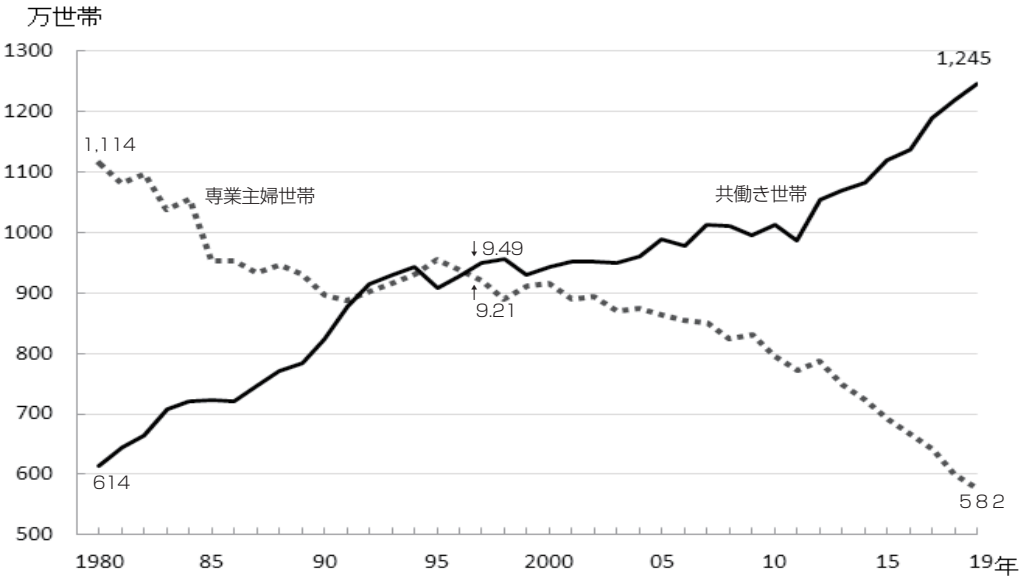

出典：総務省「労働力調査（詳細集計）」
（注）東日本大震災のため、2011年は集計されていない。

者が満足している点として、「介護保険のように利用が制限されず自由に利用できる」が60%、「家事代行業者のようにサービスが制限されず必要ないろいろなサービスが利用できる」が57%、「家政婦（夫）のサービスの質が高く安心して任せられる」が45%、「家事代行業者に比べて料金が安い」が33%となっています。

家政婦（夫）の融通のきく柔軟なサービス内容と質の高さ、費用面でのコストパフォーマンスが評価されていることがわかります。

家政婦（夫）と家事代行サービスとの違いは何か

インターネット調査によると、家政婦（夫）以外の家事支援サービス事業者を利用している理由としては、「ケアマネジャーや育児相談員が相談にのってくれて安心」「介護保険給付やベビーシッター助成金など費用の補助が受けられて割安」「ピンポイントで利用できる」「専門性が高い」などの回答が多くなっています。

家政婦紹介所としては、今後、家事支援サービス分野への拡大をめざすうえで、家事代行業者などのメリットとされている安心感や高い専門性、機動力についておおいに見習っていくことが求められるでしょう。

潜在的ニーズの姿

インターネット調査によると、家政婦（夫）の家事支援サービスを利用したいと思う理由については、「苦手な分野の家事サービスをお願いしたい」「仕事が忙しく家事・介護・育児に手が回らない」「普段できない家事作業をお願いしたい」という回答がいずれも３分の１強に及んでいます。

一方、家政婦（夫）の家事支援サービスを利用したいと思っているのに利用していない

■図表２　１日当たりの家事・育児時間別育児をしている雇用者の割合

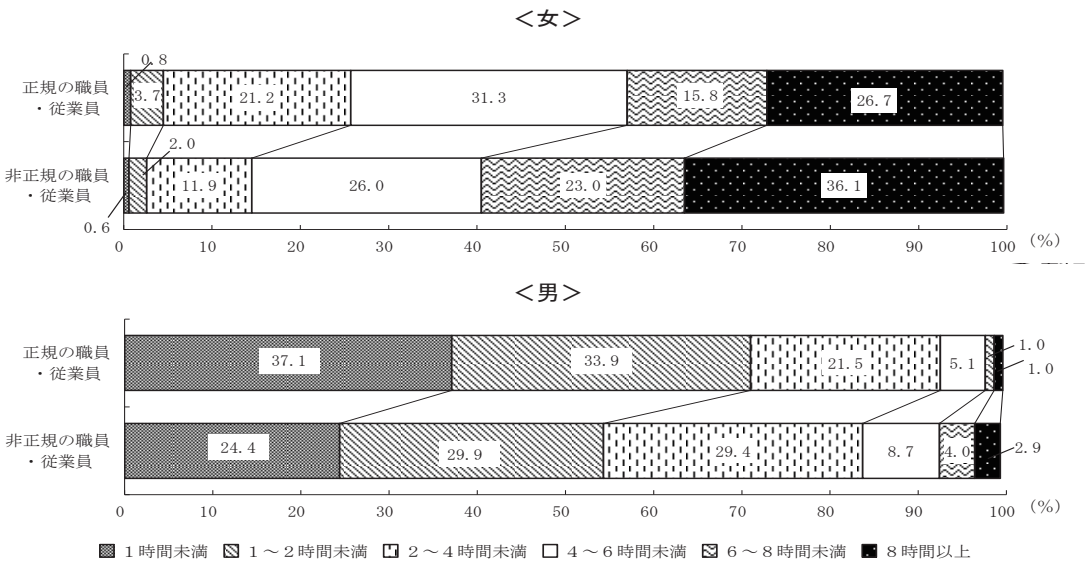

出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」

家事支援サービスに期待する３

家政婦紹介所の家事支援サービスの現状と方向

理由として「利用金額が高そうだ」をあげる回答が３分の２に達しており、続いて「どこに頼んだらよいのかわからない」「どのようなサービスが受けられるのかわからない」がともに４割と、家政婦（夫）のサービスに対する情報不足や認識の誤りが大きな要素となっています。

紹介所の家事支援サービスの利用拡大のために

これまで見てきたように、ニーズが拡大し、社会的な重要性が増している家事支援サービスの分野において、家政婦紹介所の活用が広がり、家政婦（夫）の皆さんが十分な活躍をするためには、いくつかの課題があげられます。

まずは、家事支援を必要としている人たちに１人でも多く、家政婦紹介所と家政婦（夫）のサービスのメリット、特長を知ってもらうことです。

「口コミ」による情報伝達をさらに強化していく、利用者・知人・友人の協力依頼、市役所の担当部署、ケアマネジャー、地域包括支援センター、幼稚園、ファミリー・サポート・センターへの売り込み、相互協力関係の形成など手広く行うことが重要です。

さらに、ホームページやSNS（交流サイト）を活用した不特定多数の潜在的求人者への働きかけも不可欠です。

家事代行やベビーシッターの専門事業者、クラウドソーシングで働くフリーランサーに互して情報発信を高めていきましょう。

次に、多様化するニーズにマッチした家政婦（夫）の働き方の工夫が重要です。

短時間あるいは短日の紹介はもちろん、特定の日の特定の時間帯といったスポット的な紹介のほか、掃除、洗濯、料理、買い物、育児、ペットの世話といった定番のサービスにとどまらず、家庭内の生活全般どんなことでも対応していくように取り組んでいきましょう。

また、求人者のニーズにかなう行き届いたサービスを提供することができて、求人者の納得、満足が得られるよう家政婦（夫）の知識やスキル、技術の向上を図ることも欠かせません。

登録家政婦（夫）では、必要な対応が困難なケースでは、求職者の緊急募集や他の紹介所との業務提携による紹介も必要でしょう。

最後に、紹介所として、利用者の安心感を高め、信頼と納得を得る努力が必要です。

■図表３　家事支援サービスの利用満足度

出典：（公社）日本看護家政紹介事業協会「家事支援サービス分野における求人・求職条件等調査」

求人と求職をたんにマッチングして後は、利用者と家政婦（夫）との雇用関係が基本だという姿勢を改め、求人者から労働条件や仕事の内容のほか、家庭や住居の状況を聞き取るとともに、求人者からの問い合わせや相談などの様子にも注意を払い、どのようなスキル、仕事ぶり、性格の家政婦（夫）が求められているのか把握に努めましょう。

また、求人者が求めるサービス内容を聞き取る中で、仕事の所要時間、組み立て方、介護保険サービスとの組み合わせなどについてアドバイスしながら、求人条件の具体化をサポートしていくことも重要です。

さらに、家政婦（夫）が働きはじめた後のフォローアップも欠かせません。定期的なフォローアップに加え、求人者から相談事などがあったときは、ただちに対応し、問題解決に取り組みましょう。

Topics・・・・・

クーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘販売、内職商法などをめぐって消費者の被害が増えています。

被害にあったと思ったときには、「クーリング・オフ制度」を利用しましょう。

「クーリング・オフ」とは、契約をした後、消費者に冷静に考え直す時間を与えて、一定期間であれば一方的に無条件で契約解除ができる制度です。

成立した契約はお互いに守らなければならず、一方的に解除できないのが原則ですが、訪問販売などでうっかり契約してしまったときに、「ほんとうに必要なものかどうかを、冷静に考え直す期間が必要である」という趣旨で定められた制度なのです。

契約書面を受け取った日を含めて８日（マルチ商法、内職商法は20日）以内であれば、はがきなど書面によって申し込みの撤回や契約の解除が無条件でできる制度ですので、知っておいてください。特定記録郵便や簡易書留にするか、はがきの両面をコピーして保管しておきます（右図表参照）。

なお、少額の商品の場合、現金３０００円未満の物には適用されないこともありますので、気をつけてください。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日　○○年○月○日
商品名　○○○○○
契約金額　○○○○○○○円
販売会社　株式会社××××　□□営業所
担当者　△△△△△△

支払った代金○○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

○○年○月○日

○○県○市○町○丁目○番○号
氏名　○○○○○○

INFORMATION

行政のうごき

≫「新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案」が成立し、施行されました

新型コロナウイルス感染症に対する対策の強化を図るため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案」が3月13日に成立し、翌14日に施行されました。

この法律は、新型コロナウイルス感染症の発生およびそのまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、令和２年３月14日から令和３年１月31日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなして同法に基づく措置を適用することとするものです。

安倍総理大臣は、４月７日に、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響が及ぶ恐れがある事態が発生したと判断して、本法律第32条第１項に基づく緊急事態宣言を発令しました。

緊急事態措置を実施すべき期間は、４月７日から５月６日までとされました。また、緊急事態措置を実施すべき区域は、当初は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の７都府県とされましたが、４月16日には、全都道府県に拡大され、このうち北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府の６道府県とすでに指定されていた７都府県については、特に重点的に感染防止の取り組みをすすめていく必要があるとして「特定警戒都道府県」と位置づけられました。さらに、５月４日に、期間が５月６日から31日に延長されました。

緊急事態宣言の対象区域においては、都道府県知事は、①生活の維持に必要な場合を除く外出の停止、②学校、社会福祉施設、床面積1000㎡を超える劇場、映画館、体育館などの使用制限や停止、催物の開催の制限や停止を要請することができるとされています。

さらに、正当な理由なく要請に応じない施設には要請した措置の実施を指示できます。

このほか、都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するための、土地、家屋、物資の使用、緊急物資の運送の要請・指示、医薬品、食品等の売り渡しの要請・収用などをすることができるとされています。

≫「健康増進法の一部を改正する法律」が全面施行されました

2018年7月25日に成立した「健康増進法の一部を改正する法律」が、2020年4月1日から全面施行されました。

改正法の要旨は、①望まない受動喫煙をなくす、②健康への影響が大きい子どもなど20歳以下の人、患者などが主な利用者となる施設や屋外について受動喫煙対策を一層徹底する、③施設の類型、場所ごとに応じ対策を実施する、というもです。

概要は次のとおりです。

1．国及び地方公共団体の責務

2．多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止

(1) 学校、児童福祉施設、病院、診療所および行政機関の庁舎、旅客運送自動車、旅客運送航空機は、敷地内禁煙

(2) 上記(1) 以外の多数の者が利用する（２人以上の者が同時に、または、入れ替わり利用する）施設、旅客運送鉄道、旅客運送船舶は、喫煙専用室内でのみ喫煙可能

なお、経営規模の小さい既存の飲食店は、経過措置が設けられ、喫煙可能な場所（20歳未満は立ち入り禁止）である旨を掲示することにより店内で喫煙可能とされています。

3．施設等の管理権原者等の責務等

喫煙が禁止されている場所への喫煙器具、設備（灰皿等）の設置を禁止

INFORMATION

看家協会のうごき

令和元年度 寄付者の皆様 〔50音順〕

公益目的事業の実施のために、次の皆様から寄付金を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

明山　和子様　白百合看護婦家政婦紹介所・兵庫県
秋山　公子様　吹田看護師家政婦ワーク紹介所・大阪府
飯田　信吾様　（株）ライフケアーサービスセンター・東京都
飯塚美代子様　（株）ケアワーク弥生・東京都
石垣　洋子様　双葉家政婦紹介所・静岡県
石川　要子様　（有）石川ケアサービス・東京都
板井　和子様　（有）城南ケアサービス・東京都
糸井　壽枝様　丹後看護婦家政婦紹介所・京都府
稲葉　博子様　伊東家政婦紹介所・静岡県
岩崎　正子様　（有）茅ヶ崎ケアサービス・神奈川県
内山昭一郎様　内山家政婦看護師紹介所・千葉県
梅香家利枝子様　平安看護婦家政婦紹介所・京都府
大川かな代様　湯ヶ島家政婦紹介所・静岡県
大島美代子様　（有）おおしま・茨城県
太田　昌寛様　平和家政婦（夫）紹介所・奈良県
大槻真由美様　福知山家政婦紹介所・京都府
沖本　義徳様　（有）五井看護婦家政婦紹介所・千葉県
小田　唱子様　（有）吉祥・奈良県
奥村　直樹様　（株）ケアフレンドモリタ・千葉県
香取眞恵子様　（株）やさしい手・東京都
木村　宏之様　宝ケア（株）・東京都
清田智恵子様　粟津看護師家政婦（夫）紹介所・兵庫県
蔵野　靖浩様　（有）平林看護婦家政婦紹介所・千葉県
佐賀美代子様　（有）佐賀看護婦家政婦紹介所・東京都
酒井ひろみ様　（有）関看護婦家政婦紹介所・神奈川県
坂下　寿枝様　（有）呉竹家政婦紹介所・京都府
佐野　良子様　（有）かやの里・静岡県
志智　紀子様　六甲道看護婦家政婦紹介所・兵庫県
渋谷　洋子様　（有）加島看護婦家政婦紹介所・東京都
島田　智加様　奈良家政婦紹介所・奈良県
清水　彰子様　信愛看護婦家政婦紹介所・京都府
白根日出子様　城西家政婦紹介所・東京都
須永久美子様　（有）神奈川ケア・サービス・神奈川県
高橋　和子様　（株）グレイス・ケアー・東京都
高橋　幸子様　正光看護婦家政婦紹介所・京都府
高橋　優子様　衣笠看護師家政婦紹介所・京都府
竹添　敦子様　オフィス宝・東京都
塚原　總様　（株）エポックケアサービス・静岡県
土田有紀子様　（株）都島ナース・大阪府
堤　優子様　堤看護婦家政婦紹介所・兵庫県
戸苅　利和様　会長
徳永　洋子様　（株）ケアメイト大岡山・東京都
徳野　純子様　西神看護師家政婦紹介所・兵庫県
樋田　栄子様　（有）水戸介護家事サービス・茨城県
豊岡　麗様　（有）池田看護師家政婦紹介所・大阪府
永岡　好子様　（有）市川家政婦紹介所・千葉県
中岡　耀子様　朝日看護師家政婦紹介所・京都府
長原　幹様　吉原看護婦家政婦紹介所・静岡県
中村千代美様　（有）花北ケアサービス・兵庫県
畑中　公子様　（株）畑中ケアサービス・東京都
肥後サダ子様　野沢サービス家政婦紹介所・東京都
深澤　和子様　（有）セントラル富士介護センター・静岡県
福田　礼子様　敬愛家政婦紹介所・京都府
藤本　里海様　（株）日本介護センター職業紹介所・東京都
藤森　愛子様　淳風看護婦家政婦紹介所・京都府
古澤　洋子様　（有）ケアサービス田之上・宮崎県
眞下　範子様　（有）舞鶴共同家政婦紹介所・京都府
馬渡あや子様　特別会員　西神看護師家政婦紹介所・京都府
水上　眞様　（有）八王子メディカルサービス・東京都
宮本　嘉子様　宮本看護婦家政婦紹介所・兵庫県
武藤　武子様　（有）トータルサービス御殿場・静岡県
村上　明美様　（有）呉竹家政婦紹介所・京都府
茂木　芳枝様　（株）モテギ・東京都

INFORMATION

看家協会のうごき

吉川　孝子様　（有）ケア・ステーションりんくう・大阪府
依田　明子様　（株）仁済・東京都
米田　真澄様　ラ・ポールおとくにケアサービス・京都府
米村　　葵様　（有）三和看護婦家政婦紹介所・神奈川県
和田美成子様　よふき看護婦家政婦紹介所・東京都
和知　祥子様　（有）ヘルパーサービス和知・東京都

「令和２年度社員総会」の延期のお知らせ

新型コロナウイルス感染症が拡大し、収束の時期が見通せないことから、会員の皆様の健康、安全を確保するため、本年6月11日（木）に計画しておりました「令和２年度 公益社団法人看護家政紹介事業協会定時社員総会」は延期することといたします。

この状況が解消された後に、社員総会を開催いたします。日程等が決まり次第、書面および電子メールにてお知らせいたしますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。

『職業紹介従事者研修テキスト』
A4 判、全 90 ページ

『職業紹介従事者研修
DVD』全編125分

厚労省の課長も推奨する教材 !!

職業紹介従事者向け 研修教材販売

【テキスト・DVD のセット】
価格 8,000 円（税・送料込）。
２セット目からは、5,000 円（同上）。

元厚生労働省職業安定局長が動画で解説

生田正之元職業安定局長が動画にて、基本からわかりやすく解説します。この教材があれば従事者教育をコンプリートできます。

厚労省へ提出する「事業報告書」に「当協会の研修教材を使用」と記載すれば、職業安定法に規定された従事者教育を行ったとして認められます。

※ご注文・お問い合わせについて
ご注文とお問い合わせは、公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会事務局（TEL03-3353-4641/FAX：03-3353-4326）まで、ぜひご連絡ください。

投稿欄

★新型コロナウイルスに立ち向かう!

新型コロナウイルスの感染拡大が世界を直撃しています。経済的な影響は大きくなる可能性があり、まさに世界経済のリセッション（景気後退）の瀬戸際です。わが国も飛び交うさまざまな行政通知に、大企業から個人企業まで右往左往しています。各家庭では、これまでのライフスタイルを維持できなくなり、収入だけでなく、急な変化による心的ストレスもはかりしれません。

これからの家政婦紹介所では、窮地にある方を求人的な生活支援や求職的な収入支援へ結びつける社会貢献ができると思います。しかし、紹介所が求人・求職を待っているだけでは変わりません。どこにどれだけのマンパワーを必要としているかを情報収集し、ニーズに合わせて迅速に対応していくことが重要です。

そして、求人・求職者の皆様の健康と安全の確保にも取り組んでいく必要があります。大変な世の中ですが、上を向いて頑張ろう。家政婦紹介所！（K.T）

★みなさまからのお便りをお待ちしています!!

お便りとご意見やご要望などは、看家協会事務局（E-mail：post@kanka.or.jp）、ミズ総合企画（E-mail：mizmail@sepia.ocn.ne.jp）まで、郵送の場合は右段下記の住所宛てにお寄せください。

編纂委員会（50音順、◎印委員長）

古賀道、酒井ひろみ、渋谷洋子、◎清水保人、高橋和子、望月幸代

はなえみ日記 第29回

編・集・後・記

春先、大手町にある野村総研のオフィスに、自身も働くママである武田佳奈さんをお訪ねし、家事支援事業の課題についていろいろご教示いただきました。

その後、世界中が想像もつかない事態に。

生活様式が変わる、働き方が変わる、改革や変化が起きる! この難局を乗り越えた先に明るい未来が待っていることでしょう。

今は、医療・福祉関係者をはじめ、家政婦（夫）さん等、命と生活を支え最前線で働いている方々に感謝するばかりです（編纂委員・古賀道）。

はなえみ133号
Hanaemi Bimonthly 133
2020年5月25日 発行

発行：公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会
〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町3-2
TEL：03-3353-4641 FAX：03-3353-4326
URL：http://kanka.or.jp/
E-mail：post@kanka.or.jp

制作協力：株式会社 ミズ総合企画
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-27-4 ナカヤビル202
TEL：03-5467-4530 FAX：03-5467-4282
E-mail：mizmail@sepia.ocn.ne.jp

看家協会予定表

Kanka Calendar

6月 *june*みなづき

1	月	
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	芒種
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	入梅
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	土用
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	夏至
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	

7月 *july*ふみづき

1	水	半夏生
2	木	
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	小暑
8	水	
9	木	
10	金	
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	
15	水	
16	木	
17	金	
18	土	
19	日	土用
20	月	
21	火	
22	水	大暑
23	木	海の日
24	金	スポーツの日
25	土	はなえみ134号発行日／ほほえみVol.54夏号発行日
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	
30	木	
31	金	

自分史、エッセイ、小説、詩歌句集、写真集、社史 etc…

あなたの“想い”を本にします。

プロの編集者があなたの原稿をていねいに読んで、本づくりのお手伝いをします。大切な思い出を**自費出版**として残しましょう。ご希望なら、全国の書店でも発売できます。お気軽にご相談ください!!

（株）ミズ総合企画発行の本

TEL:03-5467-4530/FAX:03-5467-4282　Email:mizmail@sepia.ocn.ne.jp

（株）ミズ総合企画　〒150-0002　東京都渋谷区渋谷 3-27-4 ナカヤビル 2F 202